

| 最近の意匠制度を巡る動向

2023年9月14日

特許庁審査第一部意匠課長 久保田 大輔



1

画像、建築物、内装、関連意匠の動向

2

令和5年意匠法改正

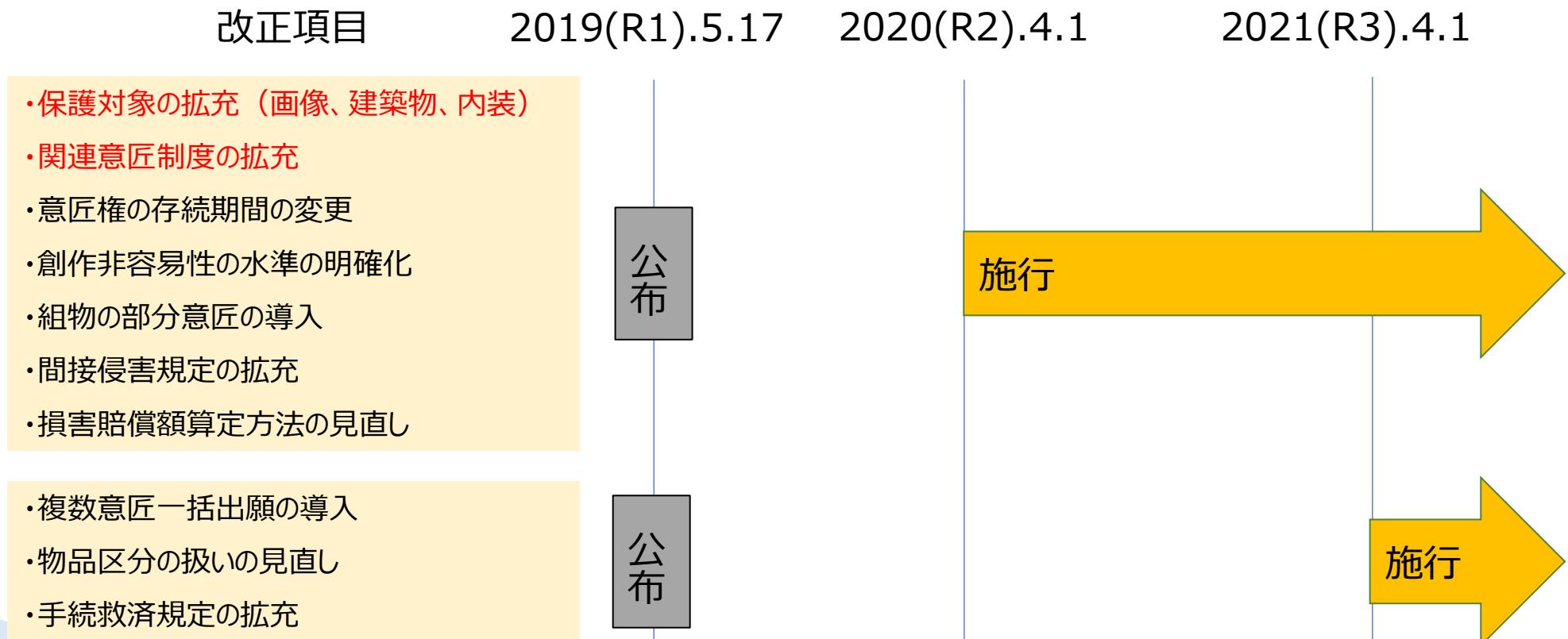
3

その他の最近の動向

1. 画像、建築物、内装、関連意匠の動向

令和元年意匠法改正

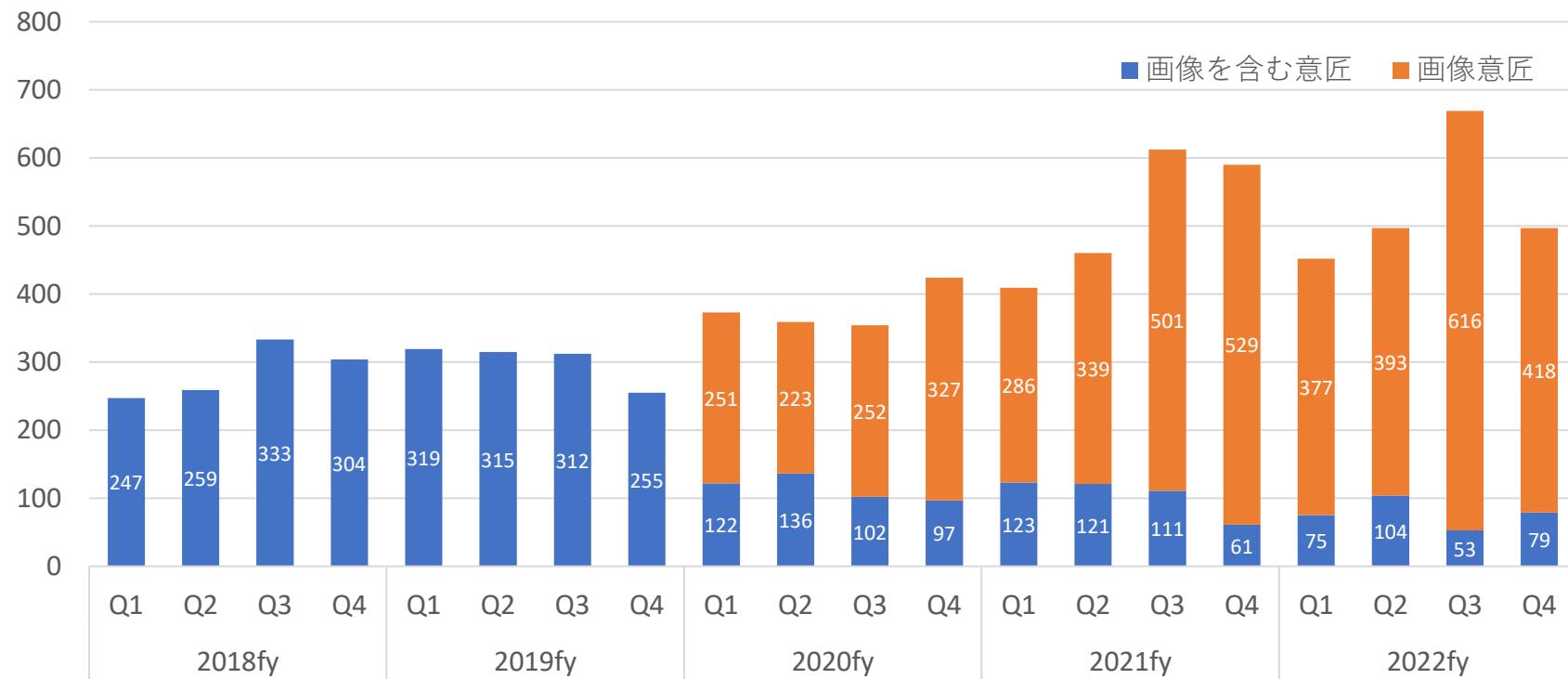
- 令和元年意匠法改正により、保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更、複数意匠一括出願の導入等の措置がとられた。



画像の意匠の出願動向

- 改正後、画像の意匠出願（橙+青）は増加傾向
- 画像を含む（物品の）意匠も、引き続き出願されている

画像に関する意匠の出願件数推移



※画像意匠：N3台が付与され、且つ、物品名に「画像」、「G U I」または「アイコン」を含むもの（「画像」は、日本意匠分類 N3台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「G U I」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上（「G U I」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む）。

※画像を含む意匠：Wが付与され、かつ、画像意匠ではないもの。

※ハーグについては国際公表日で集計。

※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

画像の意匠の登録事例

意匠登録第1677889号

【意匠に係る物品】アイコン用画像

【意匠に係る物品の説明】住宅の住み心地をシミュレーションするソフトの起動操作のためのアイコン用画像である。

【画像図】



意匠登録第1687210号

【意匠に係る物品】生理情報表示用画像

【意匠に係る物品の説明】本願意匠に係る画像は、女性の生理情報（次回生理日、次回排卵日や生理周期等）を管理、表示する機能を有する画面において表示される画像であって、登録した過去の生理日等に基づいて自動計算された次回以降の生理日や排卵日の予測日、及び／又は妊娠可能性等を表示するための画像である。部分意匠として意匠登録を受けようとする部分は、現在の日付表示部と、略円柱状に表れる予測日等表示部である。

【画像図】



意匠登録第1684742号

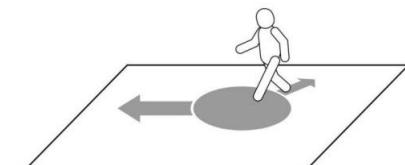
【意匠に係る物品】経路誘導用画像

【意匠に係る物品の説明】この画像は、経路誘導用画像であって、例えば、対応する位置検出システム等から受信した指示に基づいて、特定の場所に人を誘導する機能を発揮するための表示画像である。具体的には、この画像は、駅構内や公共施設等といった人が集まる施設の地面や床面等に表示される。

【画像図】



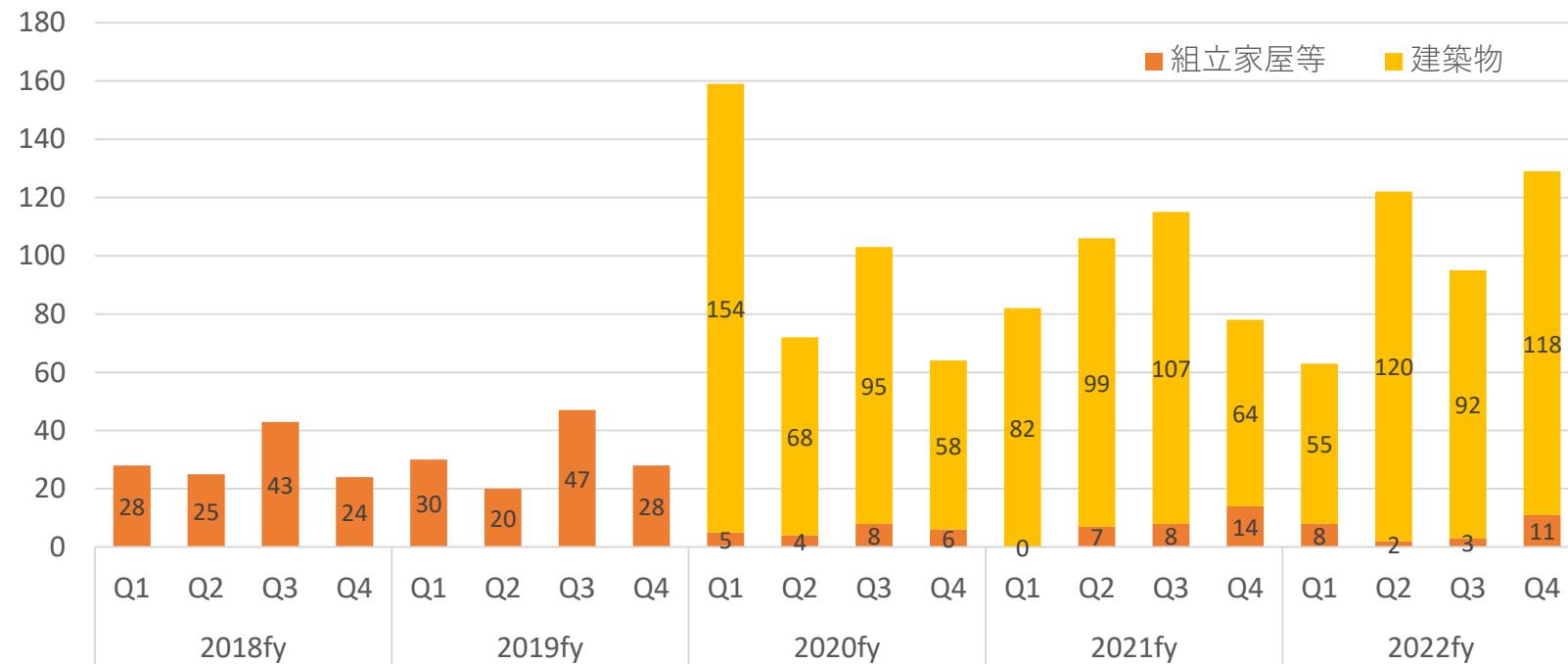
【使用状態を示す参考図】



建築物の意匠の出願動向

- 建築物の意匠（黄）は、改正直後の出願が最多
- 以降、60～110件／四半期程度の出願が続いている

建築物に関する意匠の出願件数推移



※組立家屋等：'L00','L25010','L25020','L251','L2601','L30','L3100','L311','L312','L3130','L3140','L32000','L321','L32200','L324','L3300','L3630'のいずれかが付与され、且つ、物品名に「組立」または「組み立」を含むもの。

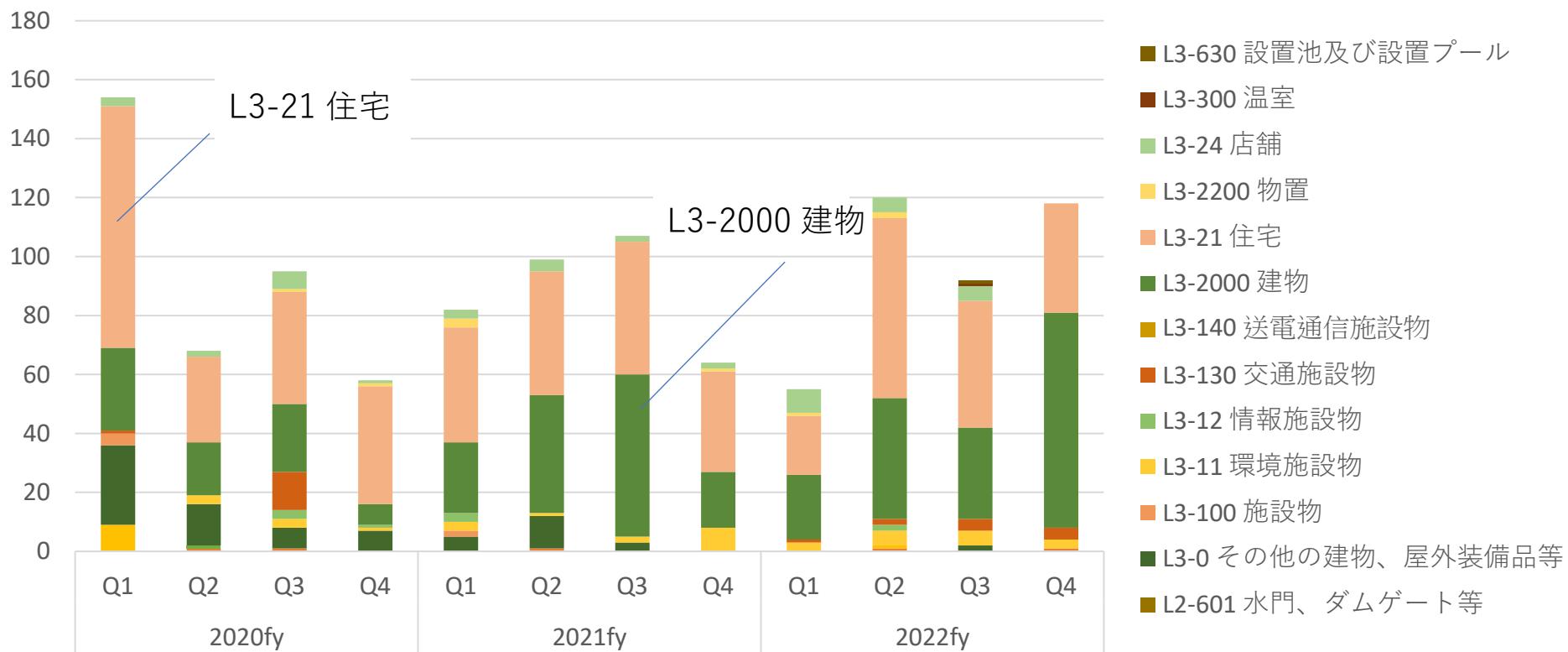
※建築物：'L00','L25010','L25020','L251','L2601','L30','L3100','L311','L312','L3130','L3140','L32000','L321','L32200','L324','L3300','L3630'のいずれかが付与され、且つ、物品名に「組立」及び「組み立」のいずれも含まず、且つ、20200401以降に出願されたもの。

※ハーゲについての国際公表日で集計。

建築物の意匠の出願動向（分類別）

- 「住宅」の意匠出願が多い傾向
- 「L3-2000 建物」には、オフィス、複合建築物の出願が多く含まれている

建築物の意匠の出願件数推移（意匠分類別）



※建築物：'L00','L25010','L25020','L251','L2601','L30','L3100','L311','L312','L3130','L3140','L32000','L321','L32200','L324','L3300','L3630'のいずれかが付与され、且つ、物品名に「組立」及び「組み立」のいずれも含まず、且つ、2020年4月1日以降に出願されたもの。

建築物の意匠の登録事例

意匠登録第1680025号

【意匠に係る物品】集合住宅

【意匠分類】L3-21

【意匠に係る物品の説明】この建物は複数世帯が居住できる集合住宅である。

【正面図】



【使用状態を表す右斜め正面側から見た参考斜視図】



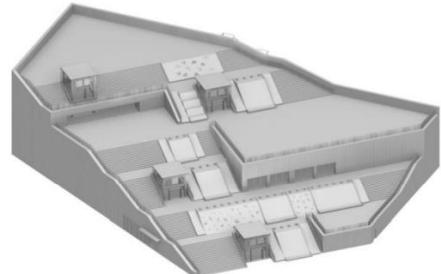
意匠登録第1671773号

【意匠に係る物品】商業用建築物

【意匠分類】L3-2000

【意匠に係る物品の説明】本建築物は、その内部を、衣料品等を販売する店舗として、屋上から地上へと切り崩したような形状をなす屋外部を、遊戯スペースや休憩スペース等として用いるものである。

【斜視図 1】



【実施例参考イメージ図】



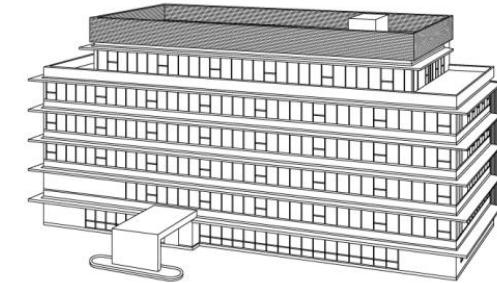
意匠登録第1686613号

【意匠に係る物品】オフィスビル

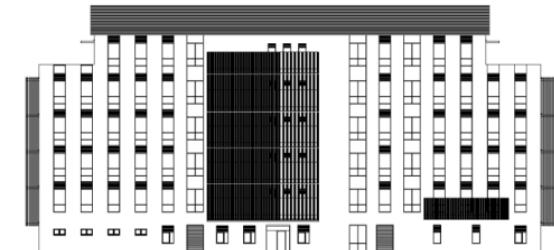
【意匠分類】L3-2000

【意匠に係る物品の説明】

【斜視図】

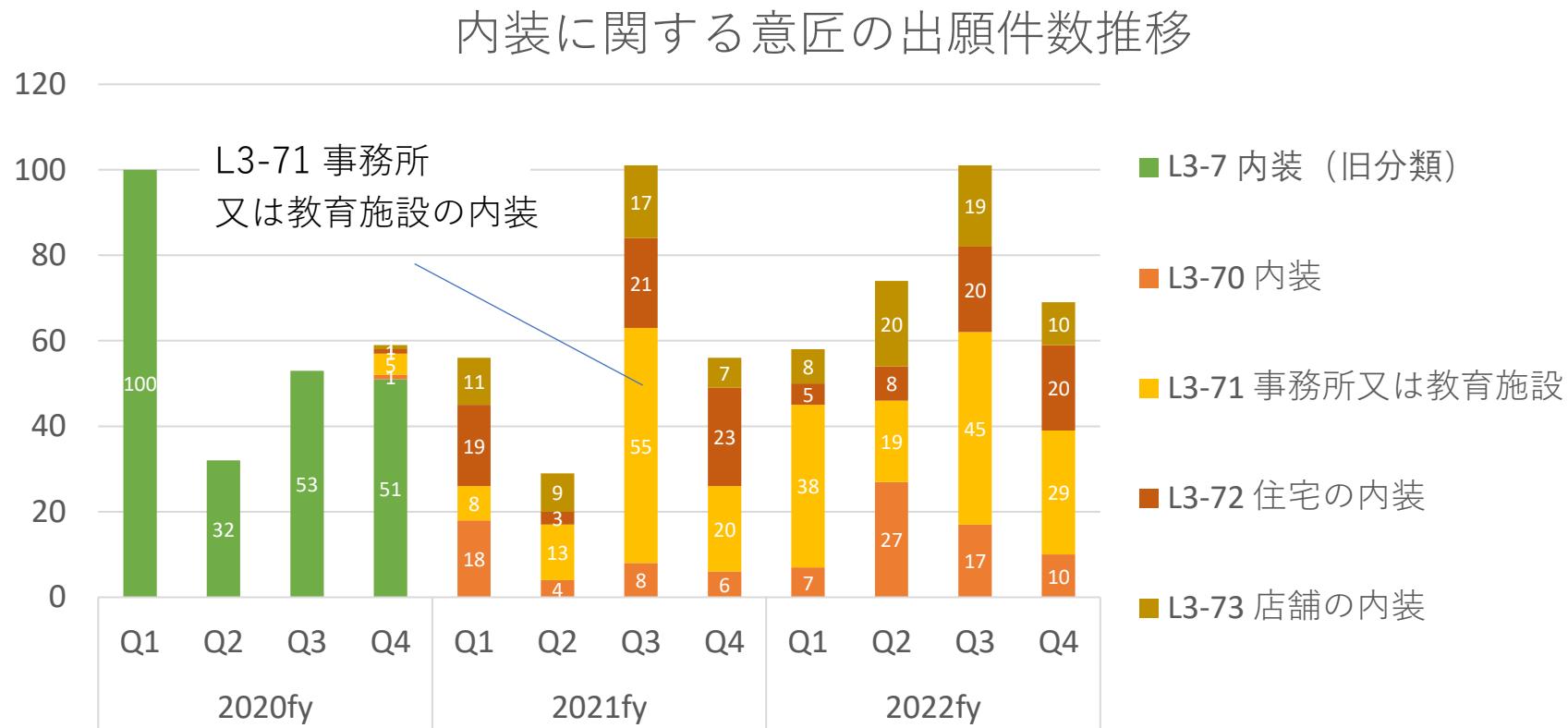


【背面図】



内装の意匠の出願動向（分類別）

- 改正直後に多く出願され、以降、波があるものの流れとしては増加傾向
- 事務所の内装の意匠出願が多い傾向



※内装：'L37台'が付与されたもの。

※ハーグについては国際公表日で集計。

※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

内装の意匠の登録事例

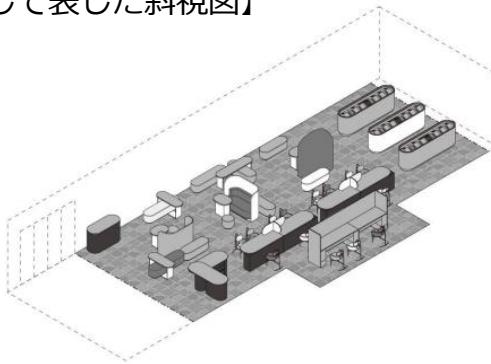
意匠登録第1689935号

【意匠に係る物品】携帯電話販売店の内装

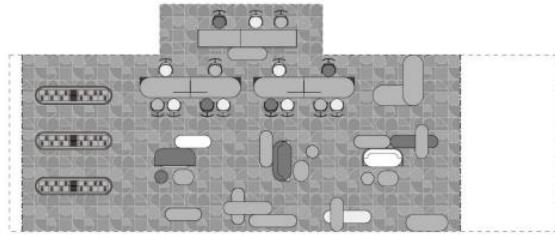
【意匠分類】L3-7

【意匠に係る物品の説明】

【天井、右壁面及び背側壁面を省略して表した斜視図】



【天井を省略して表した平面図】



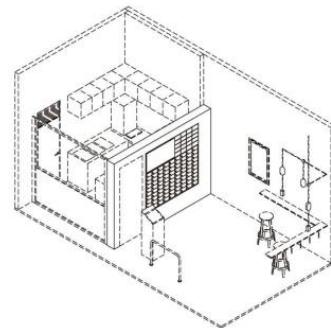
意匠登録第1686175号

【意匠に係る物品】カフェの内装

【意匠分類】L3-7

【意匠に係る物品の説明】このカフェは、カフェ利用者用スペースと厨房とからなり、その境には、飲食物等の収納及び受け渡しに用いるロッカーを備えた間仕切りが設けられている。ロッカーは、その両面から飲食物等を出し入れすることが可能となっており、店舗において、店舗スタッフは、厨房側からロッカーに飲食物等を入れ、利用者は、カフェ利用者用スペース側からロッカーに入れられた飲食物等を受け取ることができる。

【天井、正面の壁、柱及び入り口、右の壁を省略した右斜め上方斜視図】



【実施例参考図】



意匠登録第1690192号

【意匠に係る物品】化粧品売り場の内装

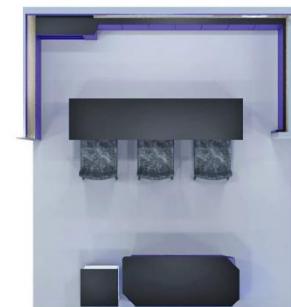
【意匠分類】L3-7

【意匠に係る物品の説明】この内装は、主に百貨店等に設けられる化粧品売り場の内装であり、商品の展示や販売、接客等に使用される。

【左方斜視図】



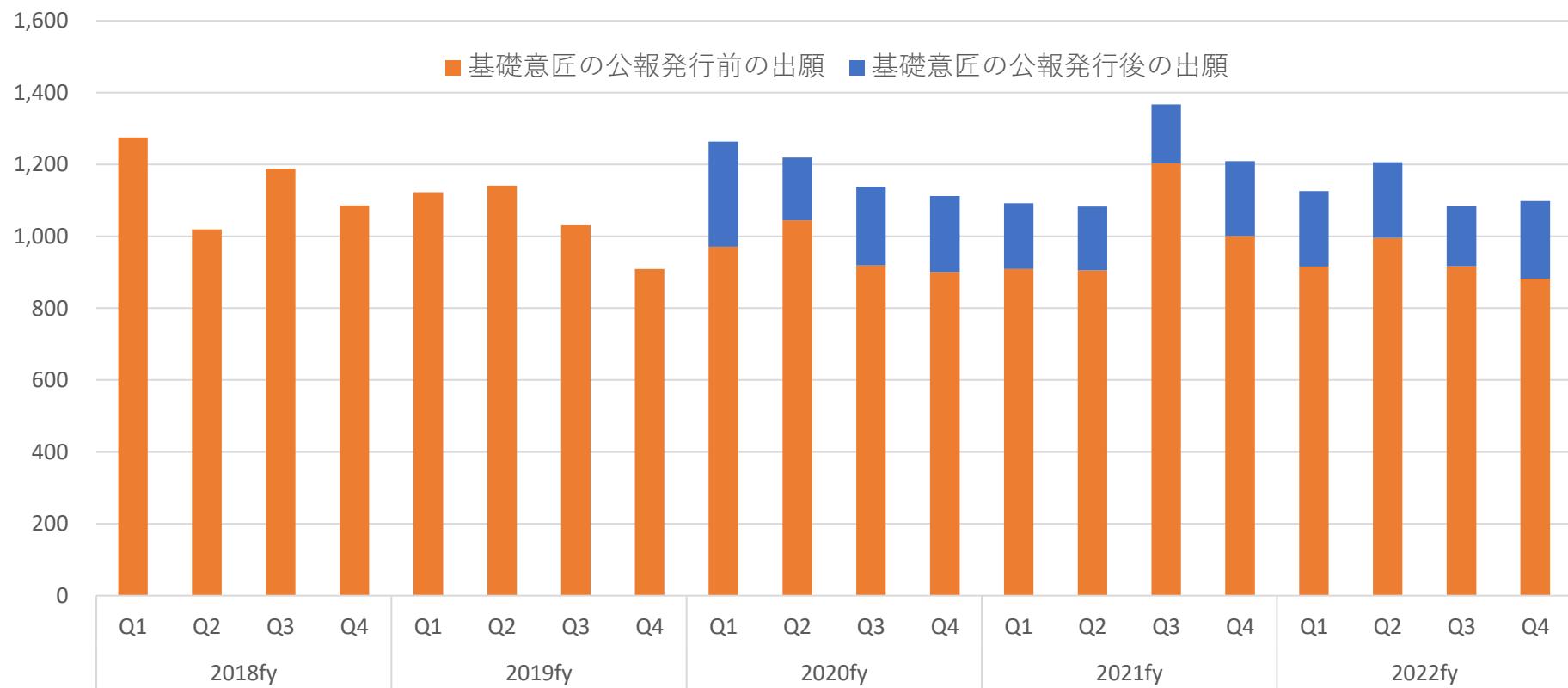
【平面図】



関連意匠の出願動向

- 基礎意匠の公報発行後の出願は見られるが、全体としては横ばい

関連意匠の出願件数推移



※ハーグについては国際公表日で集計。
※2023年6月28日に取得したデータを元に意匠課作成

3. 令和5年意匠法改正

不正競争防止法等^(※)の一部を改正する法律【知財一括法】の概要

※不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法

背景・法律の概要

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しが必要。

- (1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、
(3) 国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行う。

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小の事業活動が多様化していることに対応し、新たなブランド・デザインやデータ・知的財産の保護を強化する。

① 登録可能な商標の拡充

- 他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。【商4条等】

※併せて、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする。【不19条】

- 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、氏名を含む商標も、一定の場合には、他人の承諾なく登録可能にする。【商4条】

② 意匠登録手続の要件緩和【意4条等】

- 創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続の要件を緩和する。

③ デジタル空間における模倣行為の防止【不2条】

- 商品形態の模倣行為について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行使できるようにする。

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

- ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求等を可能とする。【不2条】
- 損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として増額請求を可能とするなど、営業秘密等の保護を強化する。【不5条等】
- 裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限を可能にする。【特186条、実55条、意63条等】

※裁定:特許発明が長期間実施されていない等の場合に、特許権者の意思に関わらず他者に実施権を認める制度

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

① 送達制度の見直し【特191条、工5条等】

- 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に公表により送付したとみなすとともに、インターネットを通じた送達制度を整備する。

② 書面手続のデジタル化等のための見直し【特43条、商68条の2、工8条等】

- 特許等に関する書面手続のデジタル化や商標の国際登録出願における手数料一括納付等を可能とする。

③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

- 中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける。

(3) 国際的な事業展開に関する制度整備

① 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】

- OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする（両罰規定により、法人の処罰対象も拡大）。

② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】

- 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本の不競法を適用することとする。

※不競法については、平成27年改正により追加された同法第35条の規定について同改正において手当てる必要があった規定の適正化を行う。【不35条】

※上記のほか、他法の例にならない、不競法において、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。【不21条等】

スケジュール

令和5年6月14日	不正競争防止法等の一部を改正する法律 公布
7月3日	➤ 裁定における営業秘密を含む書類の閲覧制限 ➤ 国際郵便引受停止等に伴う公示送達の見直し 関係規定 施行
8月30日	第22回意匠審査基準WG
9月29日	第23回意匠審査基準WG
未定（※1）	➤ 意匠登録手続の要件緩和 ➤ 書面手続のデジタル化（申請）のための改正 ➤ 優先権証明書のオンライン提出のための規定整備 関係規定 施行
未定（※2）	➤ オンライン送達制度の見直し 関連規定 施行

（※1）公布の日から起算して**九月を超えない範囲内**において政令で定める日

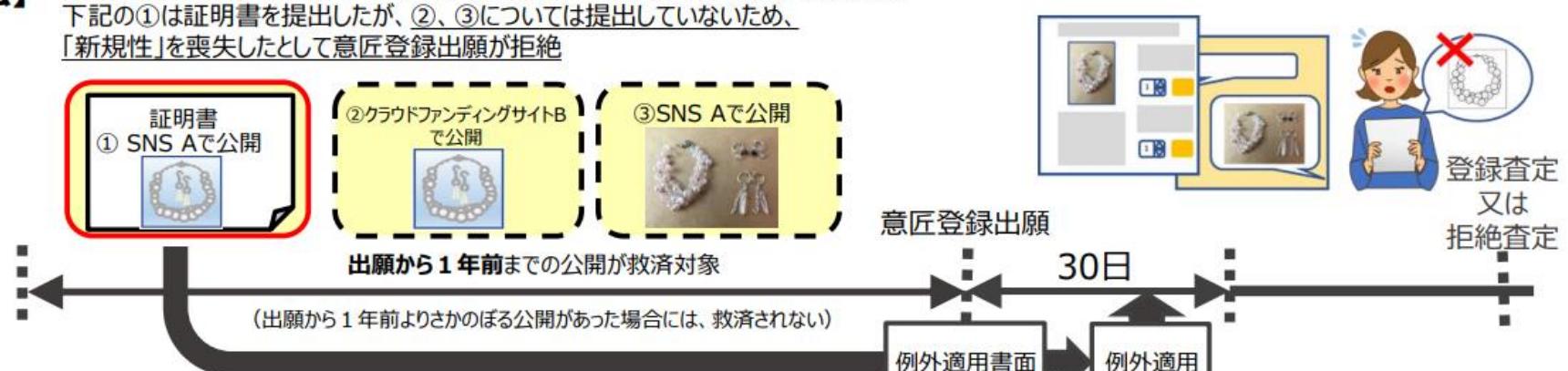
（※2）公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

意匠登録手続の要件緩和【意4条等】

- 意匠登録を受けるためには、「新規性」等の要件を満たすことが必要であり、出願前に自ら公開している場合も新規性を喪失したとして拒絶理由となる。この例外として、一定の要件を満たす場合に「意匠の新規性喪失の例外」が認められている。
- 具体的には、出願と同時に例外の適用を受ける旨の書面(例外適用書面)を提出し、出願から30日以内に自ら公開したことを証明する証明書(例外適用証明書)を、自己が公開した全ての意匠について網羅的に提出する必要があり、特にスタートアップ・中小企業にとって大きな負担となっていた。
- このため、**最先の公開日に公開した意匠の証明書を提出すれば、その日以後の公開についての証明は不要とする旨の改正を行った。**

【現行法】 SNSやクラウドファンディングサイト等でデザインを事前公開し、その後意匠登録出願

下記の①は証明書を提出したが、②、③については提出していないため、
「新規性」を喪失したとして意匠登録出願が拒絶



【改正案】

**最先日に公開した意匠①の証明書を提出すれば
事前公開していても、意匠出願が拒絶されない**
※証明書は同一又は類似の意匠に有効

類似：意匠の美感を比較する場合に、物品等の用途及び機能が共通することを前提に、需要者（取引者を含む）に対し共通の美感を生じさせるもの

意匠審査基準の改訂の方向性

改正意匠法に基づいて適切な審査を行うために、意匠法第4条第2項の規定の適用の判断について、改正意匠法第4条第3項における 複数の公開行為があったときの一の行為に係る「最先の日」の考え方、及び 「同一又は類似の意匠」の判断の手法について、意匠審査基準等によって明確化する必要がある。

改訂の方向性

- **複数の公開行為があったときの一の行為に係る「最先の日」の考え方**
 - ・ **公開意匠の「公開日」**の考え方を示したうえで、同一・類似の意匠の存在をふまえた最先の「日」であることについて記載すべきではないか。
- **「同一又は類似の意匠」の判断**
 - ・ 類否判断の前提となる、**「証明する書面」**に記載された公開意匠の認定について、改めて明確にすべきではないか。

公開意匠の「公開日」に関する考え方

現行意匠審査基準における「公開意匠」（現行基準第Ⅲ部第3章 1. 概要）

「公開意匠」とは「創作された意匠の公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠」をいう。

本資料では、後者の「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠」を便宜上「公開意匠」と記載して説明している。

公開意匠の「公開日」〔改訂案 第Ⅲ部第3章 4.3.1〕

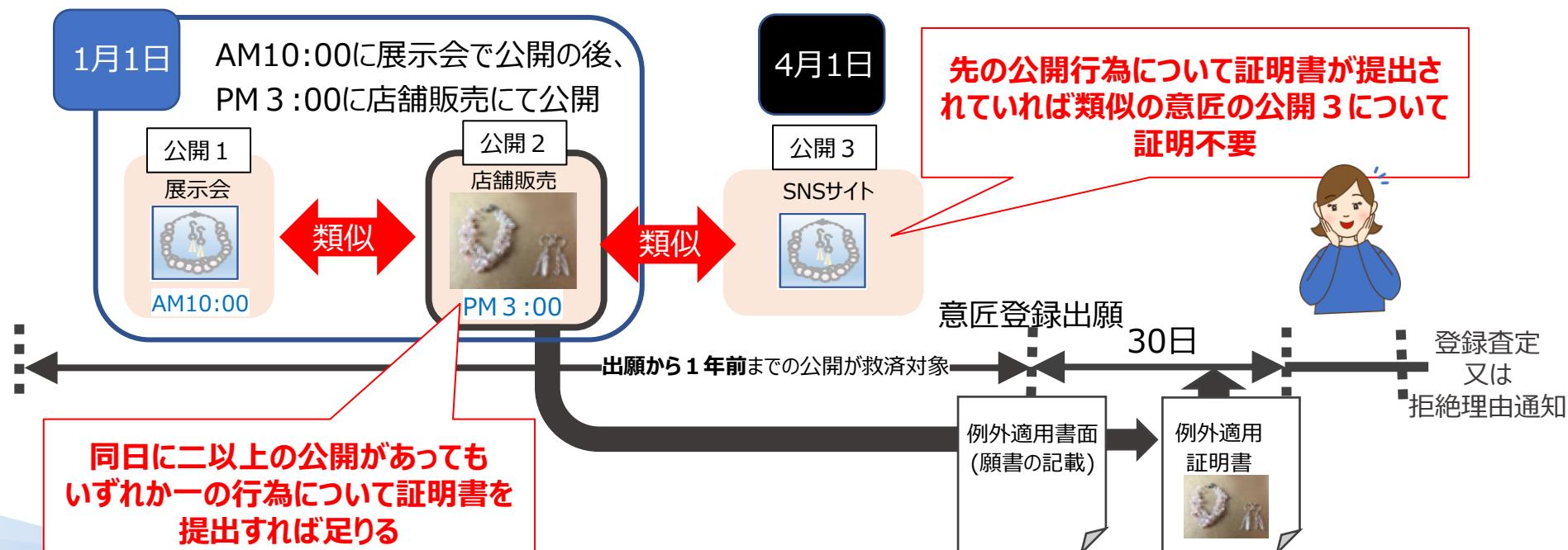
- 「公開日」は、公開意匠が公然知られた日、すなわち不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた日、日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された日又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった日とする。
- 外国で公知になった場合については、日本時間に換算した日付で判断する。

「最先の日」に関する考え方

「最先の日」（意匠法第4条第3項ただし書き）〔改訂案第Ⅲ部第3章4.3.2〕

- **最先の公開日に同一又は類似の意匠**について複数の公開行為があった場合、**公開の時分の先後まで問わない。**したがって、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日と同日に公開した同一又は類似の意匠には、意匠法第4条第2項が適用される。

<例>



「同一又は類似の意匠」の判断

「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」〔改訂案第Ⅲ部第3章4.4〕

- 「証明する書面」に記載された公開意匠と、その公開日以降の公開意匠との類否判断は、新規性の判断の基礎となる考え方（第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」等）に従う。

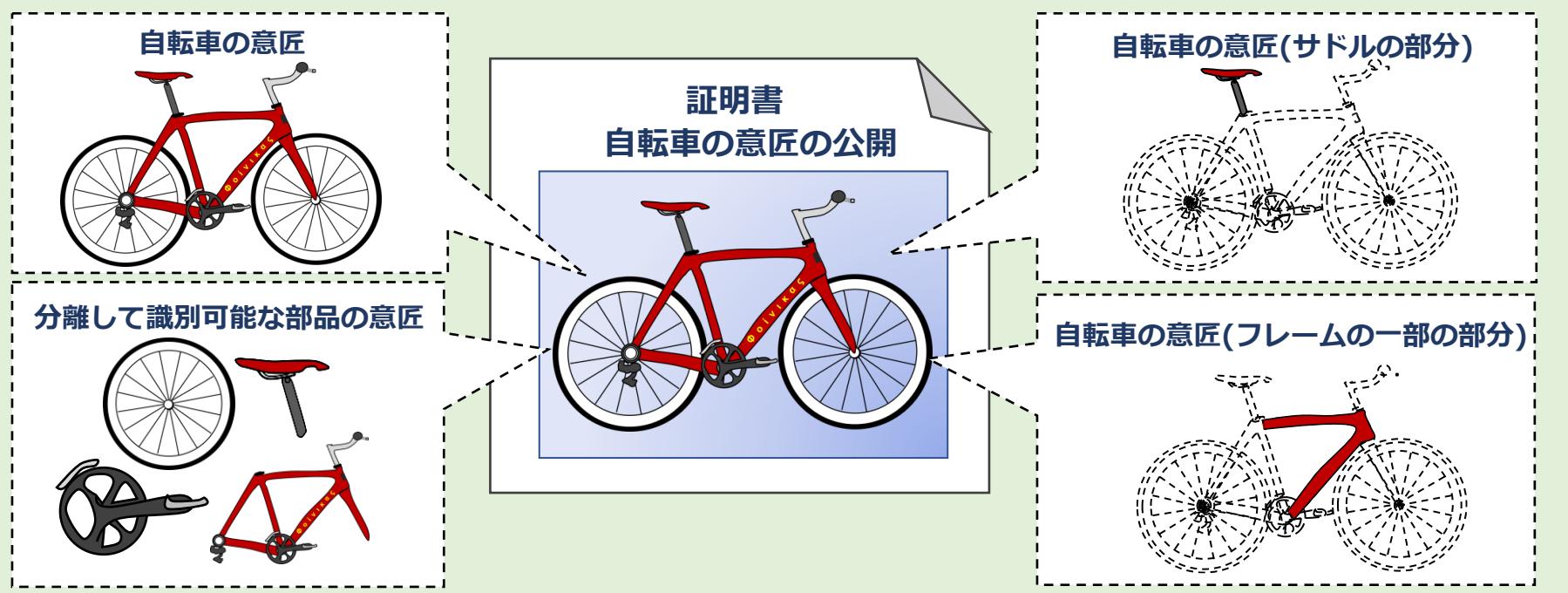
意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）



「証明する書面」に記載された公開意匠の認定

- 「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の中で**分離して識別可能な部品等**があり、当該部品等が公開意匠である場合は、それらについても証明されているものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた部分のみを公知意匠として扱う）、
- 「証明する書面」に記載された**公開意匠に係る物品等の各部分**についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして扱う。

「証明する書面」により証明されているものとして扱う意匠の例

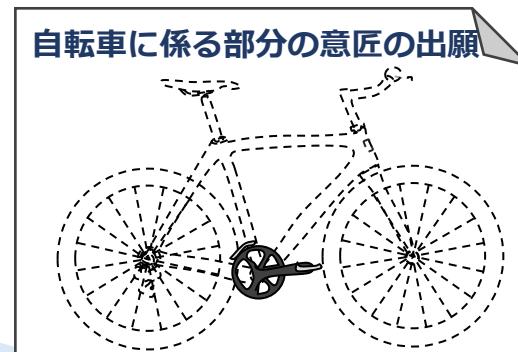
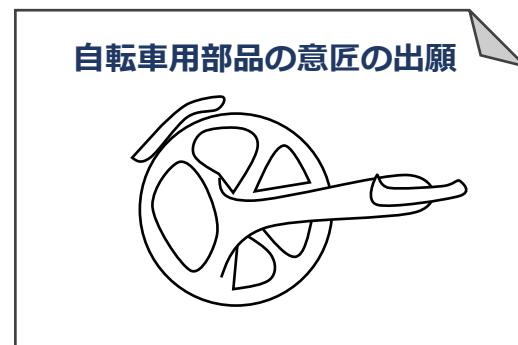


「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠についての 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例

- よって、「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に、「証明する書面」に記載された公開意匠の物品等を構成する部品の意匠又は物品等の部分に係る意匠が公開された場合、「**「証明する書面」に記載された公開意匠の一部と同一又は類似である部品又は物品等の部分に係る公開意匠**」については、意匠法第4条第2項の規定を適用し、これらの意匠は新規性・創作非容易性の判断の基礎となる公知意匠として取り扱わない。

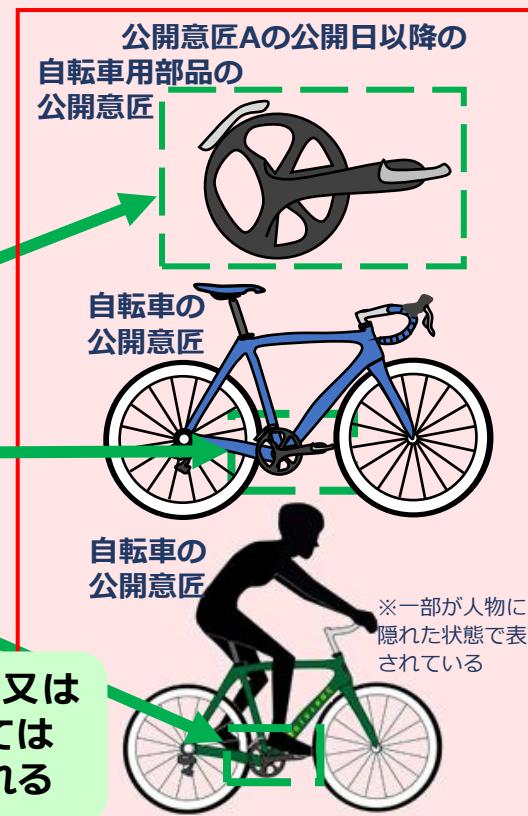
「証明する書面」に記載された公開意匠の物品等を構成する部品の意匠又は物品等の部分に係る意匠の例

意匠法第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（公知意匠）



部品または部分も証明されているものとして取り扱う

公開意匠Aの一部と同一又は類似の部品・部分については
4条2項の規定が適用される

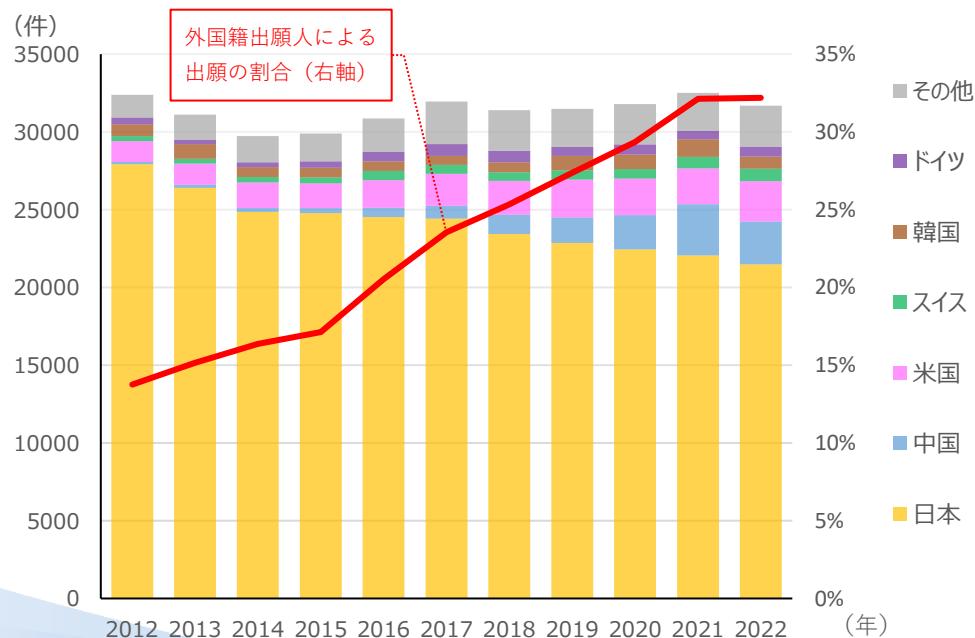


4. その他の最近の動向

意匠登録出願動向

- 日本への意匠登録出願件数はほぼ横ばい。外国籍出願人による出願は増加傾向であったが、2022年度は横ばい。
- ハーグ出願は微増傾向だが、パリルートが依然として多い。

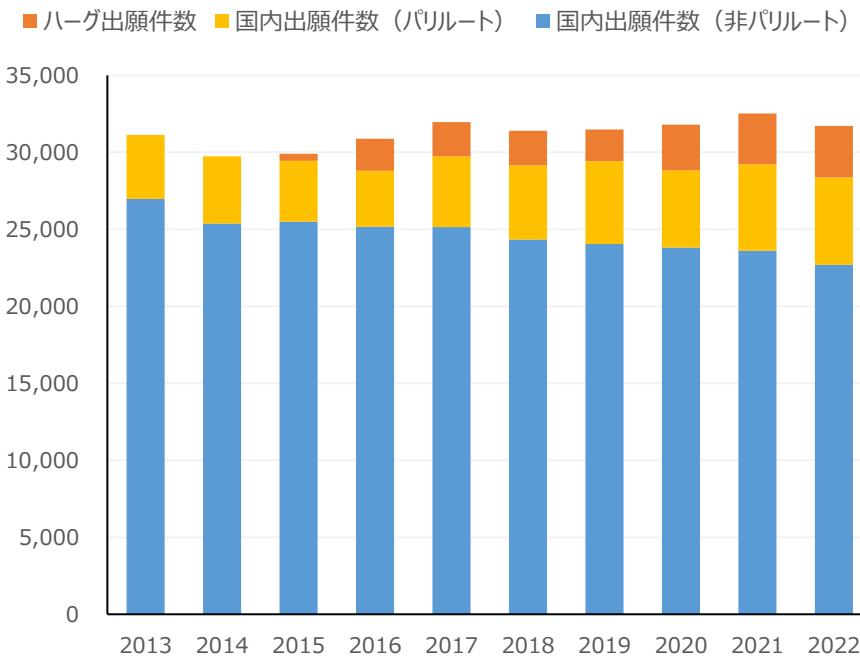
日本への意匠登録出願件数の
筆頭出願人国籍別内訳の推移



※2023年2月2日意匠課調べ。

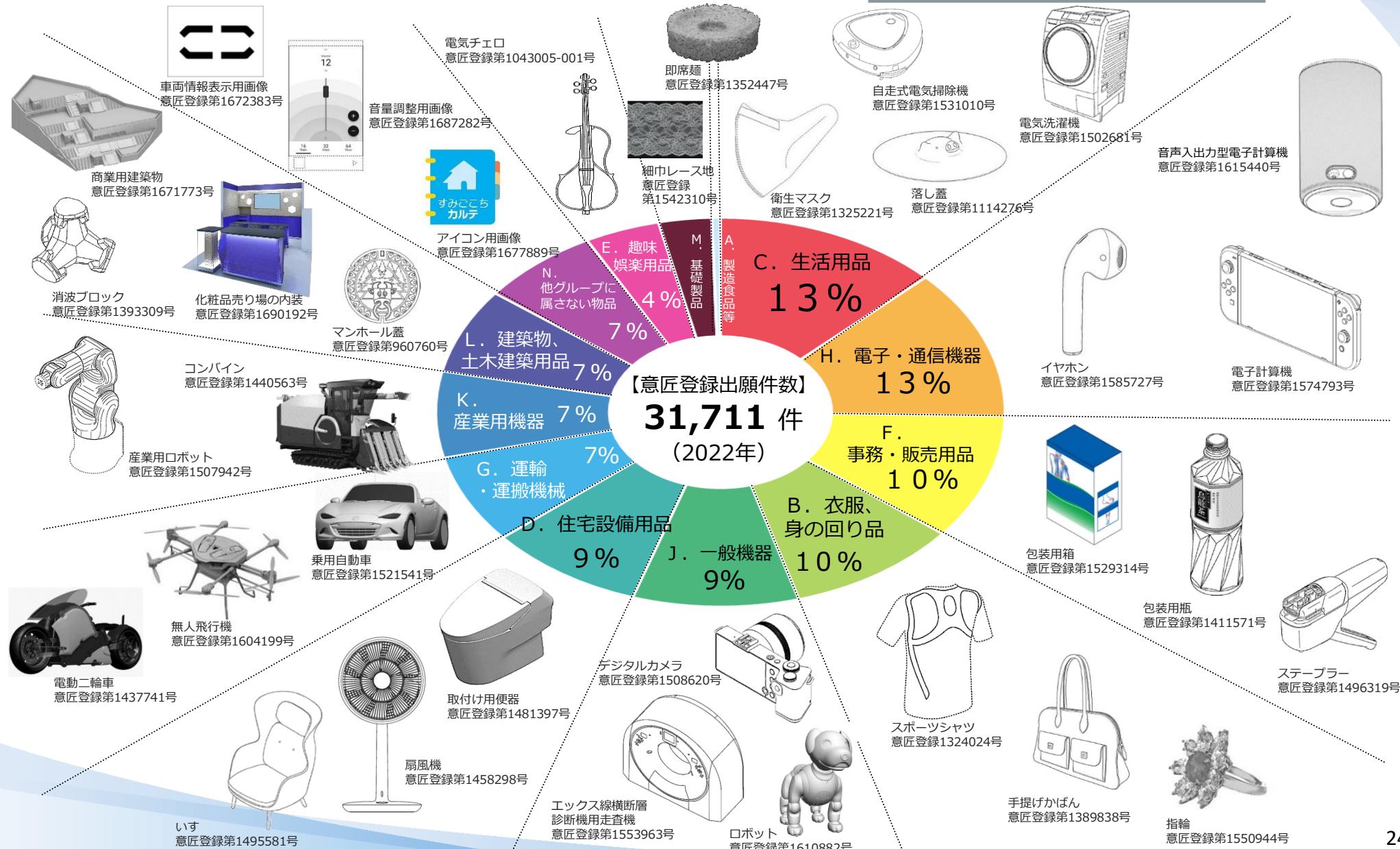
※ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント

日本への意匠登録出願動向の
出願ルート別内訳の推移



(備考) ハーグ出願は、当該年に国際公表された国際登録意匠数をカウント
(出典) 「特許庁ステータスレポート 2023」(出願件数、ハーグ出願件数)と2023年
6月28に意匠課が取得したデータ(パリルート出願件数)を元に意匠課にて作成

意匠登録出願件数の分野別内訳



2023年度に特許庁が達成すべき目標（実施庁目標）

令和5年度に特許庁が達成すべき目標について（意匠のみ抜粋）

（1）審査期間

- 一次審査通知までの平均期間について、「5～7ヶ月」とする。
- 権利化までの平均期間について、「6～8ヶ月」とする。
- 早期審査の対象案件について、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「3ヶ月以内」とする。

（2）審査の質

- コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を70%以上」とする。
- 出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する。

（https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/jissityou-hyouka/newpage-jissityou.html）

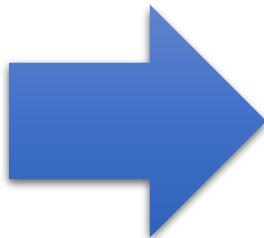
※コミュニケーションに関するユーザーの評価：

主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

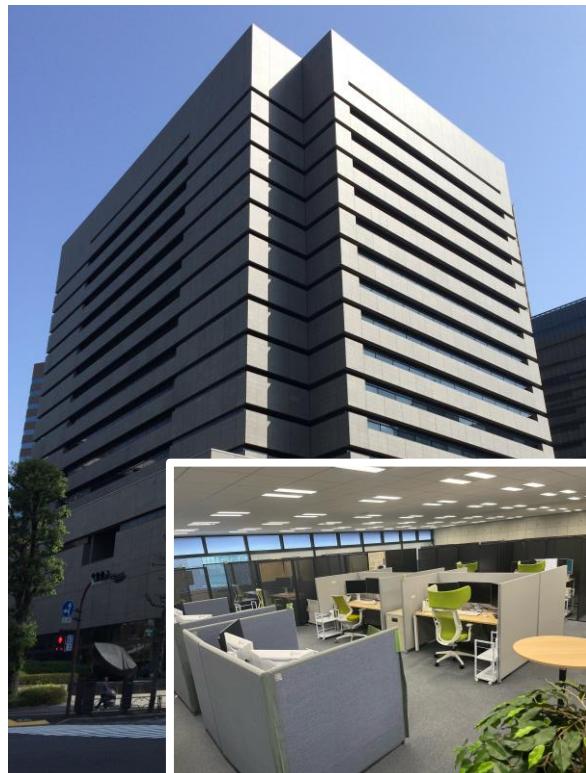
庁舎移転及びフリーアドレスの開始

- 令和5年5月8日に、意匠課及び意匠審査部門は、六本木仮庁舎から本庁舎7階に移転。
- これを機に、意匠課・意匠審査部門では、全室でフリーアドレスを開始。
- 拒絶理由通知等に記載される意匠審査官の内線番号は、意匠審査室ごとに設定された共通番号が記載される。

六本木仮庁舎



本庁舎



デジタル空間におけるデザイン保護

■2022年4月、自由民主党デジタル社会推進本部のNFT政策検討プロジェクトチームによる提言

「NFTホワイトペーパー Web3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略」※ 4. (2) イ. より抜粋

目下の対応としては、既に起きている事例を念頭に、まずは著作権法や不正競争防止法といった法令に基づき、模倣行為に対して取り得る方策やその限界についての議論の整理を進めつつ、将来的には、意匠権による保護範囲の拡大を含め、法改正による一定の手当への可能性について関係省庁における検討を進めるべきである。

また、メタバースサービスの提供や利用が容易に国境をまたぎ得るものであることを考慮すると、デジタル空間におけるデザイン保護の共通化や国際協調に向けた議論の必要性は高いと考えられるため、こうした国際的な議論をリードすべく、政府として積極的にイニシアチブを発揮するべきである。

※本ホワイトペーパーは、2022年4月26日に自民党政務調査会デジタル社会推進本部より発行された政策提言「デジタル・ニッポン2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」に盛り込まれている。
<https://www.jimin.jp/news/policy/203427.html>

■2022年4月、有識者からなる特許庁政策推進懇談会を立ち上げ。5回開催し同年6月30日に報告書をとりまとめ。

「知財活用促進に向けた知的財産制度のあり方～とりまとめ～」Ⅲ. より抜粋

メタバース内の画像の保護に関しては、関係する法令に基づき、模倣行為に対して取り得る方策やその限界についての議論の整理を進め、クリエイターの創作活動に対する萎縮的効果を生じさせないよう十分考慮しつつ、意匠権等による保護の在り方について、中長期的視野で検討を深める必要がある。

■2022年度、「仮想空間に関する知的財産の保護の状況に関する調査研究」（令和4年度産業財産権制度各国比較調査研究事業）を実施。

■2023年3月10日、商品形態の模倣行為（不競法第2条）について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行使できるようにする改正を含む改正法案を第211回通常国会に提出し成立。

意匠五庁（ID5）会合を通じた国際連携の強化

- 日米欧中韓の主要五庁が、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組として、2015年に意匠五庁（ID5）会合を創設し、意匠分野の国際協力が本格化。
- **2023年9月14日**に**韓国（仁川）**で第9回年次会合を開催予定。**2024年の年次会合は日本開催**の予定。

第8回ID5年次会合の主な成果

ID5ウェブサイト<<http://id-five.org/>>

① 既存の12の協力プロジェクトの議論

- 「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」JPO/CNIPAリード
ID5初となる推奨実務文書※が採択され、公表に合意。
※知財庁やユーザーに対して、ID5として推奨する具体的な意匠に関する実務を文書化したもの。
- 「公表の延期」「意匠権侵害の救済」「保護期間」
最終報告書の公表に合意。

② 新たな4つの協力プロジェクトの採択

- 「登録意匠に係る表示」JPO/USPTOリード
各庁における意匠登録表示制度の比較調査。
将来の五庁共通登録意匠マークの策定・運用導入も視野に入る。
- 「メタバースにおけるデザイン保護」
- 「中小企業向けの図面表現に関するeラーニングプラットフォーム」
- 「意匠の評価」
意匠審査の新規性判断における意匠の認定等の比較調査。

③ 2022年ID5共同声明の採択、運営ガイドラインの「目的」の更新

④ ユーザーセッションの開催

ユーザーから手続のデジタル化への期待及び在宅勤務併用への課題に対する意見が発表。
ID5が進める協力プロジェクトについてユーザーとの意見交換を実施。



(下段写真提供：EUIPO/Nicolas Economou)

意匠法条約（DLT）への対応

- 「意匠法条約（DLT）」（仮称）は、各意匠制度の手続面の調和を目指した条約。
- 途上国に対する技術支援や遺伝資源・伝統的知識等の出所開示義務の条文化についての途上国グループ提案に関し、途上国グループと先進国グループ（特に米）が対立し、議論が収束せず、条約採択のための外交会議開催について長らく合意に至らなかつたが、2022年のWIPO加盟国総会で、**2024年までに外交会議を開催**することで合意。

<SCTにおける検討経緯>

- ・2005年11月の第15回SCT会合で、ノルウェーがDLTの検討について提案。
- ・2010年11月の第24回SCT会合から、DLTを想定した具体的な条文案（DLT案）の議論がスタート。
- ・累次の議論を経て、DLT案については外交会議開催に十分なほど成熟したと各国が認識する一方、途上国に対する技術支援（2012年12月第28回会合～）や、遺伝資源・伝統的知識等の出所開示の義務付け（2014年11月第32回会合～）に関する規定を条文化することを途上国グループが強く主張し、先進国グループ等と対立して議論が収束ないため、長らく外交会議の開催合意には至つていなかつた。
- ・2022年のWIPO加盟国総会において、2024年までに外交会議を開催することが決定。
- ・2023年10月にSCT特別会合及び外交会議準備委員会が、2024年に外交会議が開催予定。

<DLT（仮称）の主な内容>

- ・願書の記載項目の上限を設定し、手続の簡素化を図る
- ・意匠を表す図面を出願人の任意とし、官庁が過度に要求することを制限
- ・出願日認定要件を明確化
- ・意匠を非公表にするための規定
- ・新規性喪失の例外規定
- ・その他 P L T やシンガポール条約と同様の手続規定

<（参考）出願手続きに関する調和条約>

	条約名	発効年	日本の加盟
特許	特許法条約（PLT）	2005年	加盟済
商標	商標法条約	1996年	加盟済
	商標法に関する シンガポール条約	2009年	加盟済

意匠制度の普及啓発コンテンツ



こんな方に
おすすめ!!

初めて意匠制度に触れる方
意匠制度を有効活用したい方
意匠制度に精通していない方



意匠権のメリット、
きほんが分かる！



みんなの意匠権

十人十色のつかいかた

初心者でも安心



特許庁 みんなの意匠権

検索



4コマ漫画で
意匠制度活用法が分かる！



出願に必要な手続きの
きほんが分かる！



意匠制度初心者向けガイド

みんなの意匠権 十人十色のつかいかた

特許庁の意匠審査室に農水省YouTuberが潜入?!



意匠制度の普及啓発コンテンツ



動画はコチラから ➡



スタートアップの知財コミュニティポータルサイト
IP BASE



動画はコチラから ➡



スタートアップの知財コミュニティポータルサイト
IP BASE

ありがとうございました

